

感染症発生時における職員の派遣に関する協定書

(趣旨)

第1条 富山県（以下「甲」という。）と富山県知的障害者福祉協会（以下「乙」という。）は、県内会員施設等において感染症が発生した場合に、当該施設等に職員を応援派遣するため、次のとおり必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する指定感染症（新型コロナウイルス感染症）をいう。

(2) 県内会員施設等 次に掲げる富山県内に開設されたものをいう。

ア 障害者総合支援法で規定する障害者支援施設

イ 児童福祉法で規定する福祉型障害児入所施設

ウ 県が職員の派遣が必要と認める障害福祉サービス事業所等

(派遣の依頼)

第3条 県内会員施設等で、感染症の発生により、同一施設又は同一法人で可能な限りの対応を行ったにもかかわらず、なお職員が不足すると認められる場合、当該発生施設は甲に対して職員の派遣を要請し、甲は乙に対して職員の派遣を要請するものとする。

2 前項の派遣要請は、市町村の合意を得られた場合、甲と当該市町村の連名で行うことができる。

3 乙は、緊急でやむを得ない事情がある場合には、甲の要請を受ける前であっても、職員派遣を行うことができる。この場合においては、乙は速やかに甲に派遣した旨を報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の承認があった場合、その派遣は、甲の要請を受けた派遣とみなす。

(派遣施設の選定)

第4条 乙は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が立地する地域等を考慮し、当該施設に派遣する職員を選定するものとする。

(派遣の決定)

第5条 乙は、派遣施設及び派遣者が決定したときは、その旨その他必要事項を甲に通知するものとする。

(費用負担)

第6条 応援派遣に要する次の経費について、甲が定める予算の範囲内において、負担するものとする。

(1) 派遣職員を対象とする傷害保険の加入

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(衛生物品の負担)

第7条 甲は、市町村等と協力し、職員の派遣に際して必要な衛生物品等が不足する場合は、備蓄の範囲内において、速やかに無償で提供するものとする。

(感染症対策の徹底)

第8条 乙は、県内会員施設に対し感染症対策の徹底を呼びかけるとともに、感染症対策のための研修の実施等に努めるものとする。

2 甲は、乙が県内会員施設に対し実施する感染症対策に関する研修等を支援するものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙間で協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも終了の意思表示がなされないとときは、有効期間満了の日から起算して1年間、この協定は延長されるものとし、その後も同様とする。

本書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月1日

甲 富山県知事

ひのへ門

乙 富山県知的障害者福祉協会
会長

荒見信一